

# 神栖市運動施設利用料金表

令和4年4月1日

名称	種別	専用利用料 1時間		照明料金 1時間	個人利用料	
		市内	市外		一般	小中学生
海浜運動公園	神栖海浜温水プール	—	—	—	400	200
		—	—	—	入場から退場まで1回	
	神栖海浜温水プール 多目的室	220	330	—	—	—
		(110)				
	神栖海浜温水プール 会議室	110	160	—	—	—
		(50)				
	神栖海浜球場	1320	1980	—	—	—
		(660)				
	海浜多目的広場	全面	880	1320	—	—
			(440)			
		2分の1	440			
			(220)	660	—	—
	4分の1	220				
			(110)	330	—	—
神栖海浜サッカー場	A面 全面	1,760	2,640			
		(880)				
	A面 2分の1	880				
		(440)		1,320	—	—
B面 全面	440					
		(220)	660	—	—	
B面 2分の1	220					
		(110)	330	—	—	
神栖海浜庭球場	1面	440				660
		(220)				
神栖海浜ソフトボール場		220	330	—	—	
		(110)				
神栖総合公園	サッカー場1面	1,100	1,650	1,100	—	
		(550)				
	サッカー場 1面(1/2)	550	820	550	—	—
	フットサル場1面	550	820	220	—	—
		(270)				
若松運動場	陸上競技場	全面	3,080	4,620	—	—
			(1,540)			
		トラック	1,320			
			(660)			
	トラック 5人未満(1人)	260				
		(130)	390	—	—	
フィールド	1,760					
		(880)	2,640	—	—	
庭球場	1面	440				660
		(220)				
若松緑地公園	若松野球場	550	820	—	—	
		(270)				
	若松少年野球場	440	660	—	—	
		(220)				
若松多目的広場	全面	440	660	—	—	
		(220)				
	2分の1	220	330	—	—	
		(110)				
宝山公園 宝山野球場		550	820	—	—	
		(270)				

- 備考
- ・市内とは、市内に在住、在勤、在学している者が利用する場合。
  - ・（ ）内は、市内の小・中学校児童、中学校及び高等学校生徒の利用料金。
  - ・営利宣伝を目的とする施設の利用は、利用料金の8倍。
  - ・利用料金合計に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
  - ・利用時間は、9時から17時までとする。ナイター設備のある施設は9時から21時までとする。
  - ・ナイター設備のない施設の17時以降にわたる利用は日没を限度として施設管理者の許可を得て延長することができる。この場合において、当該延長した時間（1時間未満は切り上げる）に1時間当たりの利用料金相当額を加算する。
  - ・利用時間が1時間に満たない端数が生じたときは、これを1時間に切り上げる。
  - ・中学生以下の利用は原則として17時までとする。（保護者又は指導者等が引率する場合を除く）
  - ・若松運動場のトラックとフィールドの利用は同一の利用者のみとする。
  - ・専用利用は、同一施設につき引き続き5日以内とする。
  - ・神栖海浜温水プールの小学生以下の利用は、保護者同伴とする。
  - ・神栖海浜温水プールの乳幼児の利用は無料とする。（ただし、プール室内へ大人の付き添いが必要）

※ 神栖市運動施設利用条例(令和2年4月1日施行)を基に指定管理者が神栖市教育委員会の承認を得た料金表です